



みんなで知ること、守ること。大切なうなぎのこと。

## ウナギの採捕制限の内容

- 禁止する水産動物

**全長21センチメートルを超えるニホンウナギ**

※全長21センチメートル以下のウナギは、通年で採捕禁止です。  
(鹿児島県内水面漁業調整規則第26条, 鹿児島県漁業調整規則第36条)

- 禁止期間

**10月1日から2月末日(5ヶ月間)**

- 禁止区域

**鹿児島県内(奄美群島は除く)の河川・湖沼等及び海面**

鹿児島県内水面漁場管理委員会(奄美群島は除く), 鹿児島海区漁業調整委員会,  
熊毛海区漁業調整委員会による委員会指示

### 委員会指示とは

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動植物の保護繁殖や漁業調整のために必要な指示を行うことができます。違反した場合は罰せられることがあります。

ルールを  
守り

ウナギを  
守る



ウナリー

ちびウナリー

